

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
スバル興業株式会社(東京都千代田区有楽町1-5-2)[1000006921]
日本ハイウェイ・サービス株式会社(東京都千代田区麴町5-1)[1000010767]
2. 資格登録停止措置の期間
令和8年5月21日 ~ 令和8年7月20日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該事業者らは、公正取引委員会により、令和8年4月22日、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者らは、公正取引委員会により、令和8年4月22日、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。このことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第3号(独占禁止法違反行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

| 措置要件 | 期間 |
|--|--|
| (独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。) | 発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から2月以上9月以内 |

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)